

平成30年 4月16日
四国森林管理局

指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

株式会社 西村剛商店 高知県高知市一宮東町2丁目3番15号

2 指名停止の期間

平成30年4月16日 ～ 平成30年7月15日 (3ヶ月間)

3 指名停止の理由

株式会社 西村剛商店は、平成30年2月15日付けで四国森林管理局長と契約した「標識タイル（小コンクリート標用）の物品売買契約」において、納入期限までに物品の納入が完了しないため、催告兼契約解除通知を送付していたにもかかわらず、催告した期限までに納入が完了せず、平成30年3月30日に同契約の解除に至った。

このことは、発注者との信頼関係を損なう不誠実な行為であり、「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」別表第13号（不正又は不誠実な行為）に該当し、契約相手方として不適當であると認められるため。

「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」

別表 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準（第1、第2、第3及び第4関係）

措置要件	指名停止の期間
(不正又は不誠実な行為) 13 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 1カ月以上9カ月以内

お問い合わせ先・閲覧場所

四国森林管理局 総務企画部 経理課（2階） TEL 088-821-2060